

【参考資料】

別に定める者① (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第3項)

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院の課程を修了した者
- (2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成15年法律第114号）による独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者（旧国立学校設置法（昭和24年法律第150号）による大学評価・学位授与機構により学士、修士又は博士の学位を授与された者を含む。）
- (3) 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (5) 旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を卒業した者
- (6) 旧高等師範学校規程（明治27年文部省令第11号）による高等師範学校専攻科を卒業した者
- (7) 旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限1年以上の研究科を修了した者
- (8) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「専門学校」という。）で修業年限（予科の修業年限を含む。以下この号において同じ。）5年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限4年以上の専門学校を卒業し修業年限4年以上の専門学校に置かれる修業年限1年以上の研究科を修了した者
- (9) 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
- (10) 独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校を卒業した者（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所、平成13年4月1日前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校（昭和59年7月1日前の農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）による水産大学校及び平成13年1月6日前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。）を卒業した者を含む。）
- (11) 國土交通省組織令（平成12年政令第255号）による海上保安大学校（昭和59年7月1日前の海上保安庁法（昭和23年法律第28号）による海上保安大学校及び平成13年1月6日前の運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による海上保安大学校を含む。）を卒業した者
- (12) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号。以下「新職業訓練法」という。）による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧職業能力開発促進法」という。）による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。）
- (13) 國土交通省組織令による気象大学校（昭和59年7月1日前の運輸省設置法（昭和24年法律第157号）

による気象大学校及び平成13年1月6日前の運輸省組織令による気象大学校を含む。) の大学部を卒業した者

別に定める者② (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第6項)

- (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限3年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者（夜間において授業を行う専攻科、学科若しくは課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）
- (2) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程、職業能力開発大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）若しくは応用課程又は職業能力開発短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者（旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程（訓練期間3年以上のものに限る。）を修了した者を含む。）

別に定める者③ (社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条第9項)

- (1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）、専修学校の専門課程又は各種学校を卒業した者
- (2) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校の専門課程を修了した者（新職業訓練法による職業訓練短期大学校の専門訓練課程又は特別高等訓練課程を修了した者及び旧職業能力開発促進法による職業訓練短期大学校の専門課程を修了した者を含む。）

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表
※第29回社会福祉士国家試験『受験の手引』(平成28年8月発行)からの抜粋です。

ア 指定施設における相談援助の業務の範囲

次の施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に従事した者は、社会福祉士の実務経験を有するものと認められます。

		1 周童分野
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司、心理判定員 児童指導員 保育士
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員 少年指導員（少年を指導する職員） 個別対応職員
	児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 里親支援専門相談員
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	児童指導員 保育士 心理指導担当職員 児童発達支援管理責任者
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	知的障害児通園施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	情緒障害児短期治療施設	児童指導員 保育士 個別対応職員 家庭支援専門相談員
	重症心身障害児施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2） 心理指導員（心理指導を担当する職員）
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	指導員 児童指導員 保育士 児童発達支援管理責任者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員 児童指導員 保育士
	乳児院	個別対応職員 家庭支援専門相談員 里親支援専門相談員
その他	指定医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員 相談援助業務を行っている専任の指導員
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員 (利用者支援事業実施要綱4(3)①から④までの全ての業務を実施する類型（利用者支援事業基本型）に限る)
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行っている専任の職員（相談員）
	地域生活支援事業　障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業） ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行っている専任の職員

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業 ・一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員（注意1） 保育士（注意2）
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー

(注意1) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

(注意2) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
介護保険法	介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員 相談指導員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等)
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設を含む)	生活相談員 計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設 基準該当通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設を含む	生活相談員、生活指導員
	指定短期入所生活介護を行う施設 基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設を含む	生活相談員、生活指導員
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る。	支援相談員
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従事者
介護保険法	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員（配置基準により配置されている資格保有者に限る）
	介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員
	第一号通所事業	担当職員
	第一号通所事業のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。	
	第一号通所事業のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。	

(注意3) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。

(注意4) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。根拠通知の内容を必ず確認してください。

2 高齢者分野		
老人福祉法	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
	養護老人ホーム	生活相談員、生活指導員
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員、生活指導員
	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム（A型、B型） ケアハウスを含む)	生活相談員、生活指導員
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設	生活相談員、生活指導員
	老人デイサービスセンター	生活相談員、生活指導員
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている専任の職員
	有料老人ホーム	生活相談員
	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員
その他	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅において実施する事業	相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている専任の職員

3 障害者分野		
身体福祉障害者	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
		身体障害者福祉司
		心理判定員
		職能判定員
	身体障害者更生相談所	ケース・ワーカー

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

身体障害法 者	身体障害者福祉センター 〔身体障害者福祉センター（A型、B型） 在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） 障害者更生センター〕 点字図書館	身体障害者に関する相談に応ずる職員
		相談援助業務を行っている専任の職員
精神保健 福祉に 関する 法律 者	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員) 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)
知的 障害 法 者	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司
		心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（注意3） 就労支援員 サービス管理責任者
		指導員（注意3）
		管理人
	身体障害者更生施設 〔肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設〕	生活支援員、生活指導員（注意5）
		生活支援員、生活指導員（注意5）
		生活支援員、生活指導員（注意5）
	精神障害者療護施設	指導員（注意3）
		精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士
	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員
		管理人
		指導員（注意3）
	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
		精神障害者社会復帰指導員
		精神保健福祉士
	精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士
		精神保健福祉士
		精神保健福祉士
	精神障害者福祉ホーム	精神保健福祉士
		管理人
		精神保健福祉士
知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	生活支援員、生活指導員（注意5）
	知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員、生活指導員（注意5）
	知的障害者通勤寮	生活支援員、生活指導員（注意5）
障害福祉サービス事業を行なう施設	療養介護を行う施設	生活支援員（注意5） サービス管理責任者
	生活介護を行う施設	生活支援員（注意5） サービス管理責任者
	自立訓練を行う施設 （機能訓練、生活訓練）	生活支援員（注意5） サービス管理責任者
	就労移行支援を行う施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（注意5） 就労支援員 サービス管理責任者
	就労継続支援を行う施設 （A型、B型）	生活支援員（注意5） サービス管理責任者
	一般相談支援事業所	相談支援専門員
特定相談支援事業所		相談支援専門員
相談支援事業を行う施設		相談支援専門員
障害福祉サービス事業	短期入所を行う施設 〔身体障害者短期入所事業 知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている専任の職員
地域生活支援事業	共同生活援助を行う施設 〔精神障害者グループホーム 知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員
	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員

（注意5）「生活支援員（生活指導員）・指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員（生活指導員）・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員 相談援助業務を行っている専任のケース・ワーカー
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

促進障害に者に関する雇用法の 法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員
	精神障害アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行っている者
	訪問型職場適応援助促進助成金受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した専任の職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者

4 その他の分野

	施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
		精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)
地域保健法	保健所	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員) 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動 退院後生活環境相談員
生活保護法	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供之施設	生活指導員 生活指導員 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く) 指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)
自立生活支援困難者	被保護者就労支援事業を行っている事業所	被保護者就労支援員
社会福祉法	自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員） 身体障害者福祉司（指導監督を行う職員） 知的障害者福祉司（指導監督を行う職員） 老人福祉指導主事（指導監督を行う職員） 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 専任の家庭相談員
	隣保館	面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子自立支援員、専任の母子相談員
	安心生活基盤構築事業	就労支援員 被保護者就労支援員
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	相談援助業務を行っている専任の職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。)
	婦人相談所	相談指導員 判定員（心理・職能判定員） 専任の婦人相談員
	婦人保護施設	生活指導員（入所者を指導する職員）
母子及び父子法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）
保護更生法	地方更生保護委員会 保護観察所	保護観察官 保護観察官
更生保護法	更生保護施設	補導主任 補導員
補償労働者災害法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員

施設・事業等種類、実務経験として認められる職種一覧表（続き）

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種
地域福祉センター	就労支援事業を行っている事業所 〔自立支援プログラム策定実施推進事業〕 〔実施要領に規定する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員 就労支援員
ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター
地域生活定着支援センター		相談援助業務を行っている専任の職員
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		相談援助業務を行っている専任の相談員
ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助業務を行っている専任の職員
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）		主任相談支援員
家計相談支援モデル事業を行っている事業所		相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
厚生労働大臣が個別に認めた施設		相談援助業務を行っている専任の相談員

※ 上記「指定施設等における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている専任の相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

5 現在廃止事業の分野	
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員、生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員、生活指導員
知的障害者福祉ホーム	相談援助業務を行っている専任の職員 管理人
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、 身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、 難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不 自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害 者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員
障害者デイサービスを行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業 〔知的障害者デイサービス事業を含む〕〕	相談援助業務を行っている専任の職員
経過的デイサービス事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援 事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等において実施する事業〕	生活援助員
高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 〔高齢者世話付住宅において実施する事業〕	
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員
子ども家庭相談事業 〔児童センター 〔市に設置された児童館において実施する事業〕〕	相談援助業務を行っている専任の相談員
乳幼児健全育成相談事業 〔保育所 〔乳児院において実施する事業〕〕	相談援助業務を行っている専任の相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員